

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の暫定排水基準

1 上水道水源地域に排水を排出するものに適用する暫定排水基準
ほう素及びその化合物

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗 せ 基準	暫定排水基準		検討
				現行	見直し案	
				既設	既設	
電気めっき業	10	50	1	2	廃止(上乗せ基準へ)	1

注1)「既設」とは平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしていないものを含む)のこと。「新設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(1mg/L)を適用。

ふっ素及びその化合物

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗 せ 基準	暫定排水基準		検討
				現行	見直し案	
				既設・新設	既設・新設	
旅館業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満であり、昭和49年改正政令 ^{注2)} の施行の際現に湧出している温泉 ^{注3)} を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)	8	50	/	15	15	12

注1)「既設」とは平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしていないものを含む)のこと。

注2)「昭和49年改正政令」:水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)。以下同じ。

注3)「温泉」:温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。

アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗 せ 基準	暫定排水基準		検討	
				現行	見直し案		
				既設	既設		
畜産農業		900		900	900	4	
下水道業		- / 170 ^{注2)}		20	20	5	
食料品製造業	100	-	10	日平均排水量が30m ³ 未満のもの	100	100	6
				日平均排水量が30m ³ 以上のもの	40	20	7
金属製品製造業	100	-	10	日平均排水量が30m ³ 未満のもの	100	廃止(上乗せ基準へ)	8
				日平均排水量が30m ³ 以上のもの	25		11
し尿処分業	-	-	-	化学処理を行うものを除く	20	20	9
				化学処理を行うもの	30	30	10

注1)「既設」とは平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日(食料品製造業、金属製品製造業及び下水道業にあっては平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしていないものを含む)のこと。「新設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(10mg/L)を適用。

注2)下水道業で、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業の排水を受け入れているもの場合は、暫定排水基準として170mg/Lが設定されている。

2 海域に排水を排出するものに適用する暫定排水基準
ほう素及びその化合物

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗 せ 基準	暫定排水基準		検討
				現行	改正案	
				既設・新設	既設・新設	
ほうろう鉄器製造業		-		50	50	12
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)		-		50	50	2
電気めっき業		-		50	50	
金属鉱業		-		150	150	
粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するもの)		-		150	150	
うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの)	230	-	10	150	150	
貴金属製造・再生業		-		50	50	12
ほう酸製造業		-		80	80	
下水道業(旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のもの)		-		50	50	
旅館業(温泉を利用するもの)	500			500	500	

ふっ素及びその化合物

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗 せ 基準	暫定排水基準		検討
				現行	改正案	
				既設・新設	既設・新設	
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの)		廃止	/	15	廃止(一律基準へ)	
うわ薬製造業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの)		廃止	/	15	廃止(一律基準へ)	
電気めっき業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの)	15	50	/	15	15	12
旅館業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満であり、昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)		50	/	15	15	

3 上水道水源地域、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに適用する暫定排水基準
ふっ素及びその化合物

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗 せ 基準	暫定排水基準		検討
				現行	改正案	
				既設・新設	既設・新設	
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの)		15	/	15	廃止(法の暫定基準へ)	
うわ薬製造業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの)		15	/	15	廃止(法の暫定基準へ)	
電気めっき業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの)	8	50	/	15	15	3
旅館業(日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満であり、昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)		50	/	15	15	12

大阪府生活環境の保全等に関する条例の暫定排水基準

1 上水道水源地域に排水水を排出するものに適用する暫定排水基準

ほう素及びその化合物 単位：mg/L

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設・新設	既設・新設	
旅館業(温泉を利用するもの)	10	500	廃止	14

注)「旅館業」に属する事業場はすべて法対象事業場に該当するため、法の暫定排水基準が適用される。

ふっ素及びその化合物 単位：mg/L

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設・新設	既設・新設	
旅館業(日平均排水量が30m ³ 以上であり、昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)	8	15	廃止	14
旅館業(日平均排水量が30m ³ 未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属するもの)		50	廃止	14

注)「旅館業」に属する事業場はすべて法対象事業場に該当するため、法の暫定排水基準が適用される。

アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物 単位：mg/L

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設	既設	
食料品製造業	日平均排水量が30m ³ 未満のもの	100	100	6
		40	20	7
金属製品製造業	日平均排水量が30m ³ 未満のもの	100	廃止(条例一律排水基準へ)	8
	日平均排水量が30m ³ 以上のもの	25	廃止(条例一律排水基準へ)	11

注)「既設」とは届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む)のこと。「新設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(10mg/L)を適用。

2 上水道水源地域以外の公共用水域に排水水を排出するものに適用する暫定排水基準

ほう素及びその化合物 単位：mg/L

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設・新設	既設・新設	
ほうろう鉄器製造業	10	50	50	13
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)		50	50	
貴金属製造・再生業		50	50	
ほう酸製造業		80	80	14
金属鋳業		150	廃止	
粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するもの)		150	150	13
うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの)		150	150	14
旅館業(温泉を利用するもの)		500	廃止	

注)「金属鋳業」「旅館業」に属する事業場はすべて法対象事業場に該当するため、法の暫定排水基準が適用される。

ふっ素及びその化合物

単位：mg/L

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設・新設	既設・新設	
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が30m ³ 未満のもの)	海域15	25	15	13
うわ薬製造業(日平均排水量が30m ³ 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもの)		25	15	
旅館業(日平均排水量が30m ³ 未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属するもの)	海域以外8	50	廃止	14

注)「旅館業」に属する事業場はすべて法対象事業場に該当するため、法の暫定排水基準が適用される。

〔上記に加え、海域以外の公共用水域に排水水を排出するものに適用〕

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設・新設	既設・新設	
非鉄金属製錬・精製業	8	11	廃止	13
化学肥料製造業		10	10	
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が30m ³ 以上のもの)		15	15	
うわ薬製造業(日平均排水量が30m ³ 以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもの)		15	15	
旅館業(日平均排水量が30m ³ 以上であり、昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないものであって、かつ温泉を利用するもの)		15	廃止	14

注)「旅館業」に属する事業場はすべて法対象事業場に該当するため、法の暫定排水基準が適用される。

アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物

単位：mg/L

業種	条例一律排水基準	暫定排水基準		検討
		現行	見直し案	
		既設・新設	既設・新設	
イットリウム酸化物製造業	100	150	廃止	13
酸化コバルト製造業		400	220	
畜産農業		900	900	
炭酸バリウム製造業		800	廃止	
黄鉛顔料製造業		900	廃止	
すず化合物製造業		1800	廃止	
ジルコニウム化合物製造業		1800	1000	
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業		2000	1800	
硝酸銀製造業		2000	廃止	
貴金属製造・再生業		4000	3600	

注)「廃止」とは、暫定排水基準を廃止して、条例排水基準100mg/Lを適用することを示す。